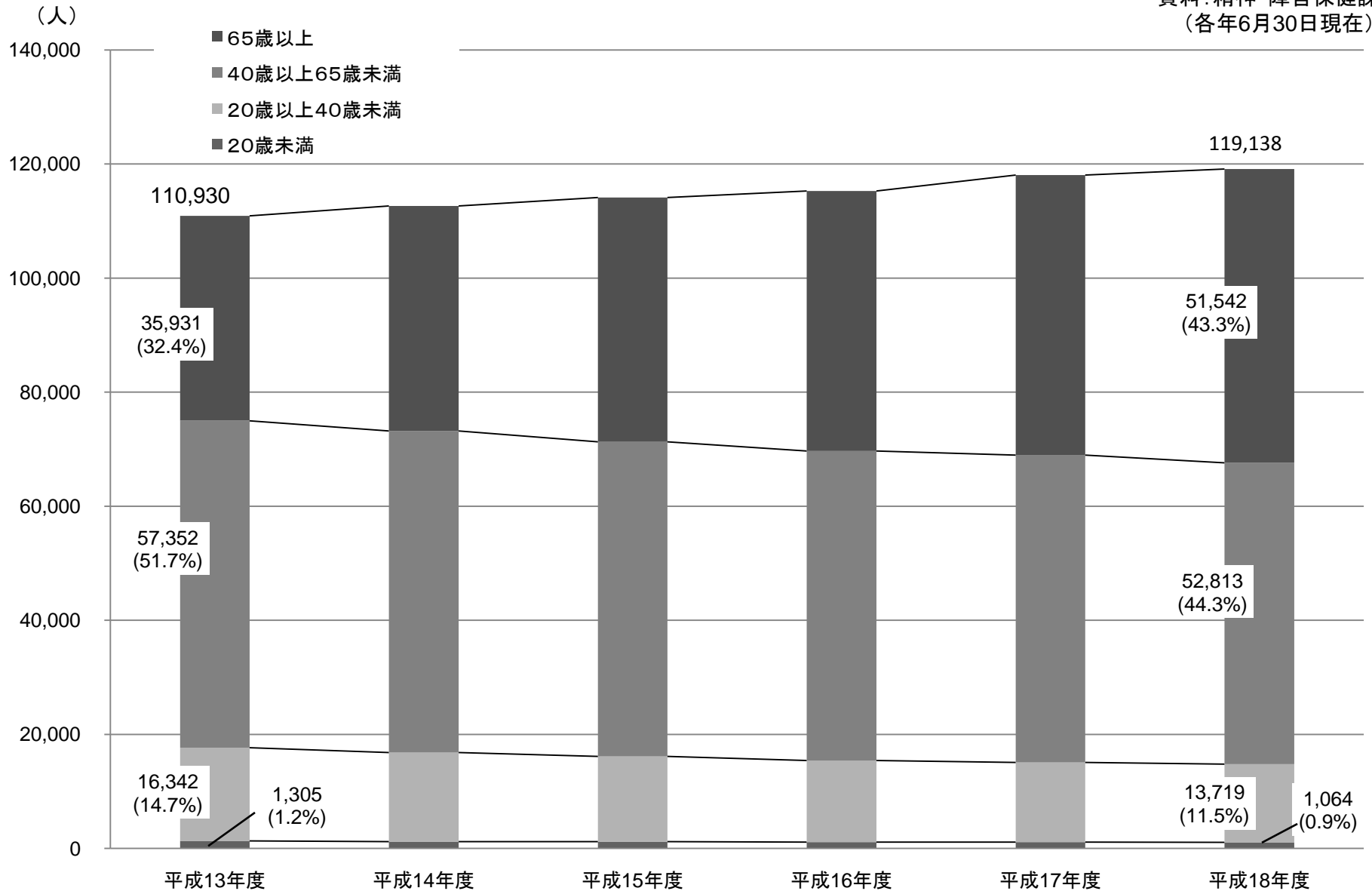


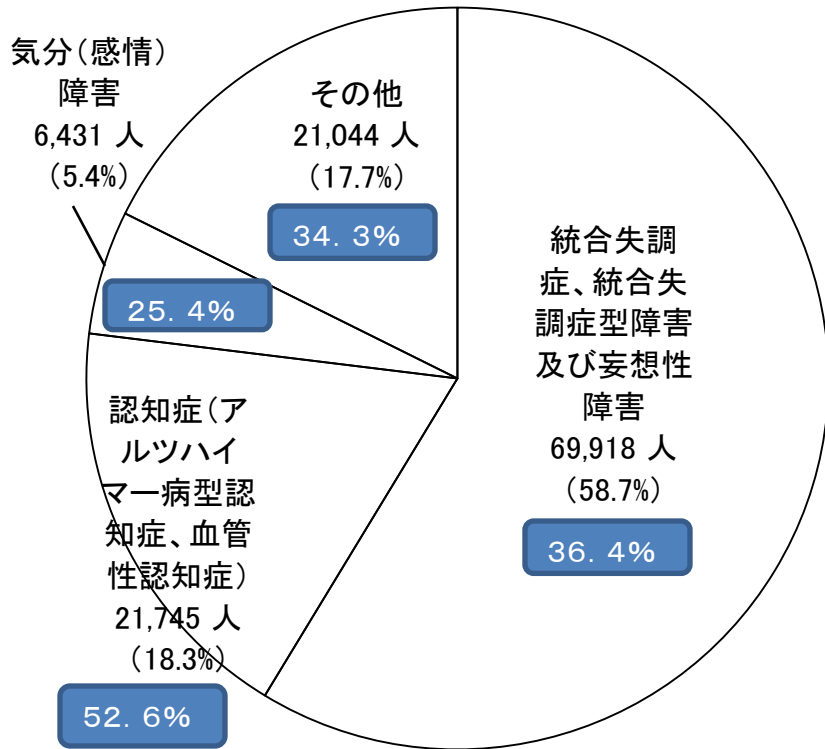
年齢別医療保護入院者数

資料：精神・障害保健課調
(各年6月30日現在)



医療保護入院者数 (疾患分類別)

資料:精神・障害保健課調
(平成18年6月30日現在)



(参考)

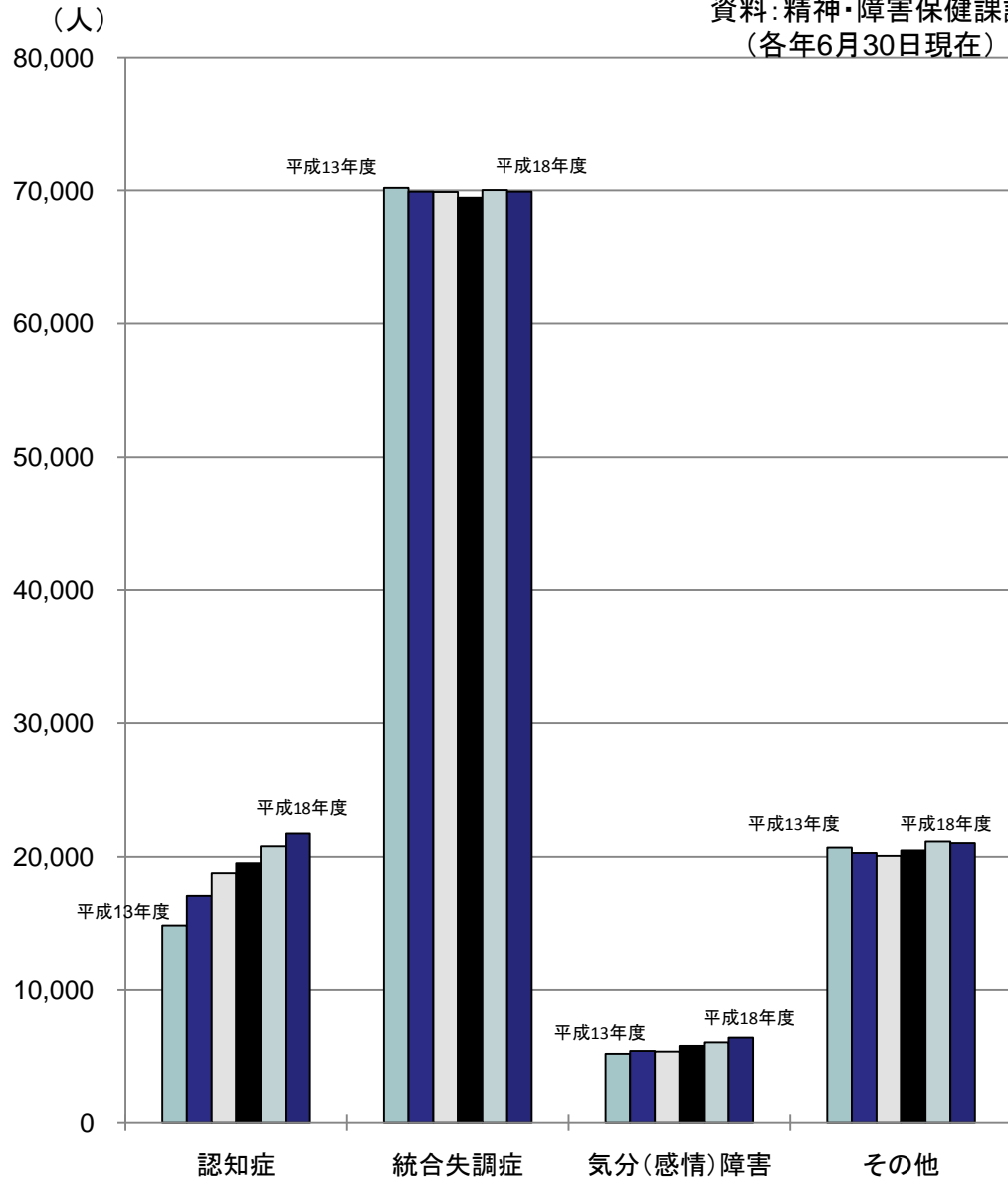
医療保護入院者(総数) 119,138人

入院患者(総数) 320,308人

※ 内の数値は、入院患者総数(疾患分類別)に占める割合

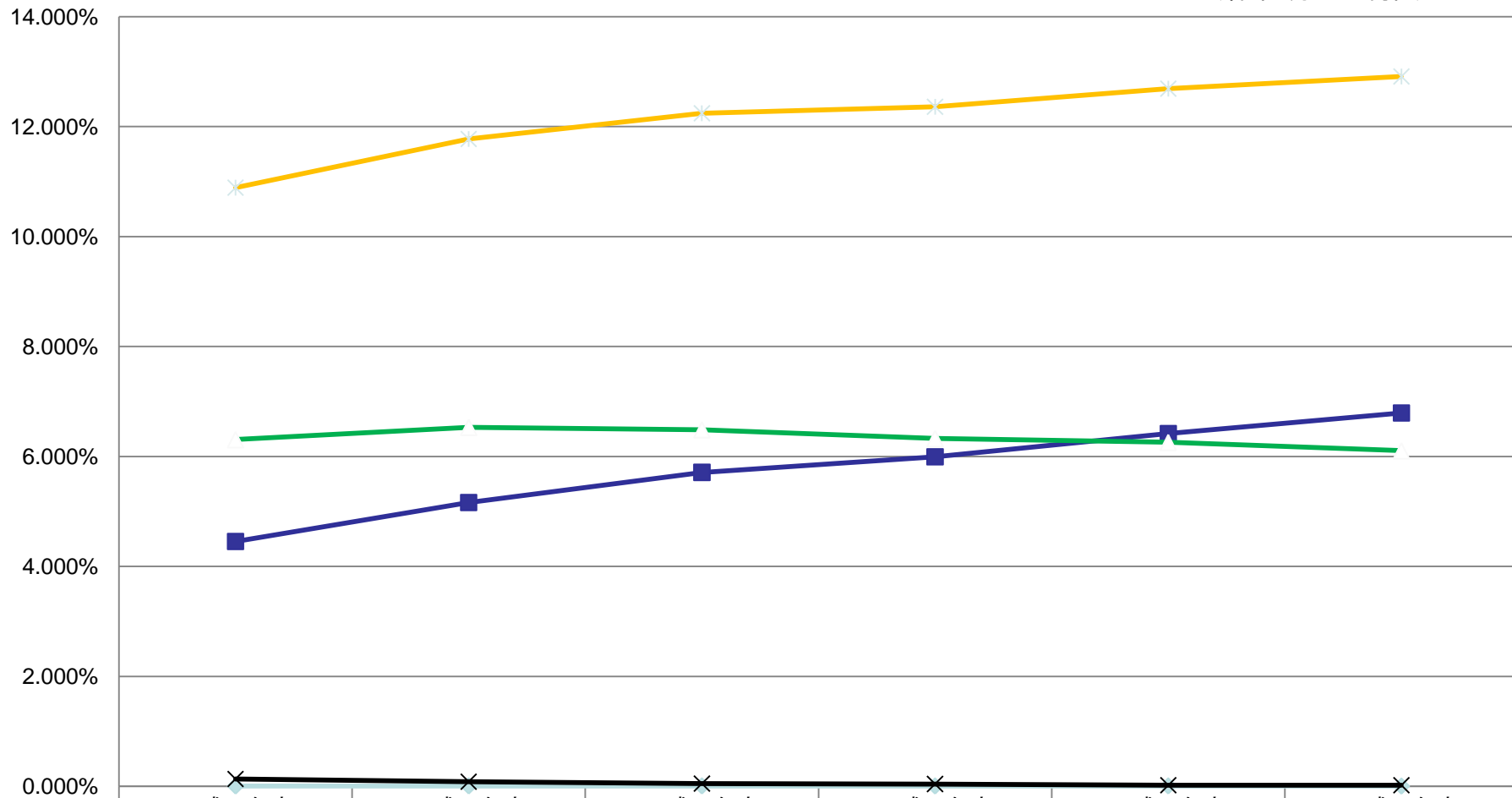
医療保護入院者の推移 (疾患分類別)

資料:精神・障害保健課調
(各年6月30日現在)



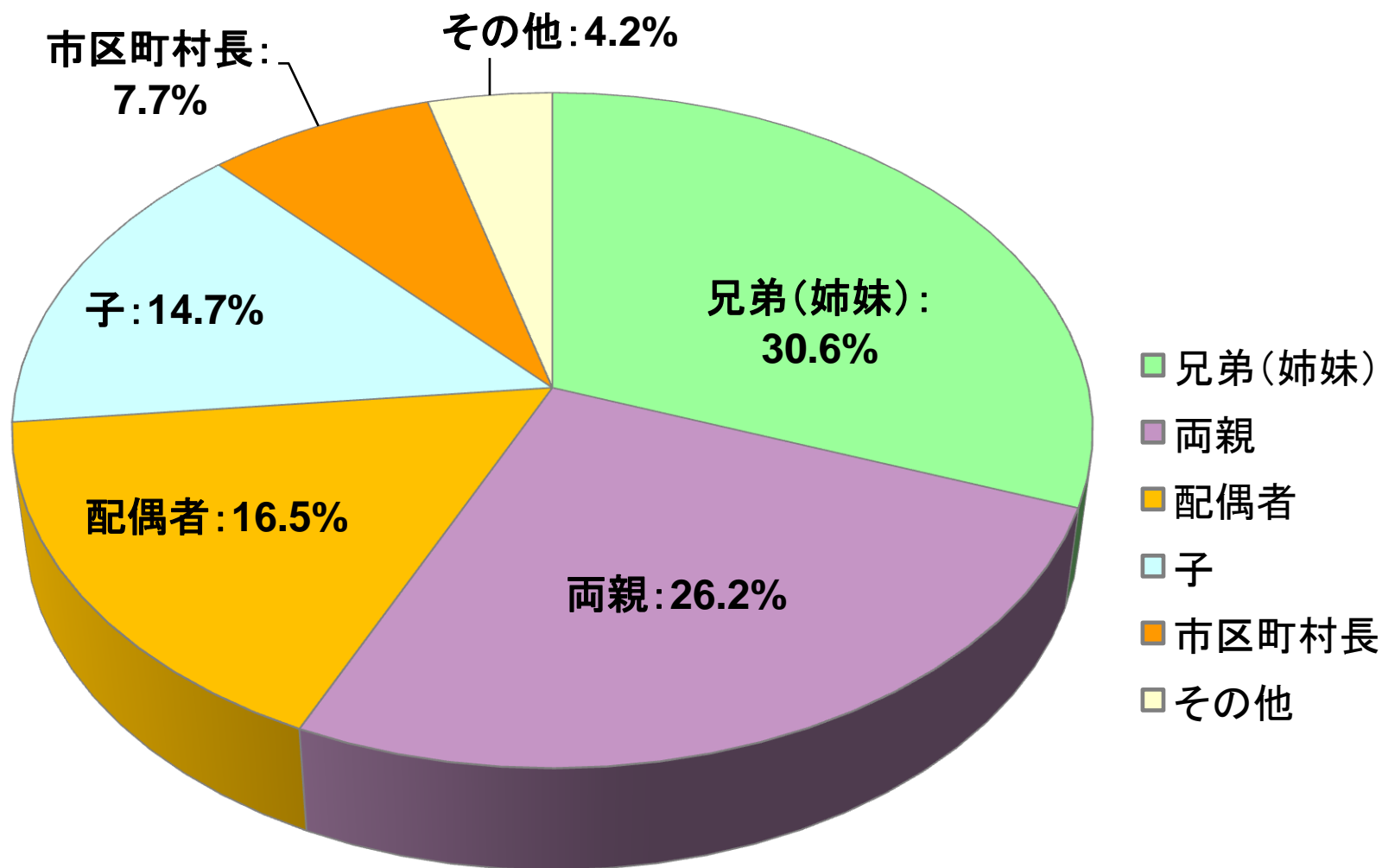
入院患者全体に占める認知症患者の割合

資料：精神・障害保健課調
(各年6月30日現在)



	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
措置入院	0.003%	0.003%	0.003%	0.002%	0.004%	0.001%
医療保護	4.450%	5.158%	5.708%	5.991%	6.413%	6.789%
任意入院	6.305%	6.530%	6.485%	6.325%	6.256%	6.103%
その他の入院	0.130%	0.083%	0.046%	0.040%	0.019%	0.019%
認知症計	10.889%	11.774%	12.243%	12.359%	12.692%	12.912%

医療保護入院の保護者の内訳



保護者制度の概要

保護者制度とは

「保護者」は、精神障害者に必要な医療を受けさせ、財産上の保護を行うなど、患者の生活行動一般における保護の任に当たらせるために、設けられた制度。

患者の医療保護を十分に行おうとする要請と、患者の人権を十分に尊重しようとする要請との間にあり、

- ①任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に治療を受けさせること(22条1項)
 - ②任意入院者及び通院患者を除く精神障害者の財産上の利益を保護すること(22条1項)
 - ③精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力すること(22条2項)
 - ④任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に医療を受けさせるに当たって医師の指示に従うこと(22条3項)
 - ⑤回復した措置入院者等を引き取ること(41条)
 - ⑥医療保護入院の同意をすることができること(33条1項)
 - ⑦退院請求等の請求をすることができること(38条の4)
- という役割が規定されている。

保護者となり得る人とその順位

- ① 後見人又は保佐人(※ ②～④の者と順位変更はできない。)
- ② 配偶者
- ③ 親権を行う者
- ④ ②③の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

保護者制度に係るこれまでの経緯

○ 明治7年

・医制の発布

医制の一つに癲狂院の設立に関する規定があったものの、癲狂院の設置は進まず、精神病者の大多数は私宅に監置されて、家族の世話に任されていた。

○明治33年

・精神病患者監護法の公布

- ①後見人、配偶者、親権を行う父又は母、戸主、親族会で選任した四親等以内の親族を精神病患者の監護義務者として、その順位を定める。
また監護義務者がいないか、いてもその義務を履行できないときは住所地、所在地の市区町村長に監護の義務を負わせる。
- ②精神病患者を監置できるのは監護義務者だけで、病者を私宅、病院などに監置するには、監護義務者は医師の診断書を添え、警察署を経て地方長官に願い出て許可を得なくてはならない。

○大正8年

・精神病院法の公布

一地方長官は、医師の診断により、精神病患者監護法によって市区町村長が監護すべき者、罪を犯した者で司法官庁が特に危険があると認める者、療養の道なき者、地方長官が入院の必要を認める者等を精神病院に入院させることができる。

○昭和25年

・精神衛生法の公布—保護義務者の制度の創設、私宅監置制度の廃止、保護義務者による保護拘束の規定等

○昭和40年改正

・保護義務者による保護拘束の規定の削除

○平成5年改正

- ・「保護義務者」の名称を「保護者」に改正
- ・措置解除により退院した場合等において、保護者は必要に応じて精神科病院及び社会復帰施設(障害福祉サービス事業者)等に対して支援を求めることができる旨を新たに規定(22条の2)

○平成11年改正

- ・保護者の保護の対象から任意入院者及び通院患者を除外(22条1項)
- ・保護者の義務のうち自傷他害防止監督義務を削除(22条1項)
- ・保護者となることができる範囲に民法における成年後見制度の保佐人を追加(20条2項)

民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

（責任能力）

第七百十二条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

第七百十三条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

（責任無能力者の監督義務者等の責任）

第七百十四条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

成年後見制度について

概要

- 本制度は、認知症等の精神障害、知的障害などの理由で判断能力の不十分な者の権利擁護制度。
- 高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を図ることを目的として、旧民法における禁治産制度及び準禁治産制度を改めたもの。
※「民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)」による。
- 法定後見制度と任意後見制度に分けられる。
- 法定後見制度には、本人の事理弁識能力の程度により、後見、保佐、補助の3種類がある。

成年後見人等に選任される者

- 本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任(父母等親族が選任される場合もある。)
- 本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合がある。
- 成年後見人等を複数選ぶことも可能。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもある。

(注) 法務省ホームページによる。